

ライブエロチカ

Youtubeから

カイトック エステート「ライブ エロティック パレス」

2022年6月初旬、香港の住宅団地のテラスで男女が裸でわいせつな性行為を行ったとされる動画がインターネット上で拡散した。このプロセスは近隣住民によって携帯電話で録画され、インターネットにアップロードされました。フィルムの間長さは約 16 秒です。警察が捜査に介入した結果、36歳の女が公序良俗違反で逮捕され、この事件は一時的に「公序良俗に反する行為」としてリストアップされた。香港の法律によれば、ユニットのバルコニーは「公の目に見える」場所とみなされ、バルコニーでの性行為は刑法第200章第148条「公共施設におけるわいせつ行為」に基づく犯罪の疑いがある。「公共の場所」。法的権限または正当な理由がない人は、法的権限または正当な理由なしに公共の場所で性交を行うことができます。地元または公衆の目に見えるときに自分の体の一部をわいせつに露出することは犯罪です。有罪と判断された場合、2,000台湾ドルの罰金と6か月の懲役が科される可能性がある。

質問 1: 上記の事件が大陸で発生した場合、大陸における中華人民共和国の刑法に基づく同一または類似の犯罪に違反しますか？

回答 1 : 大陸の「中華人民共和国刑法」の規定によれば、中国大陸には「公共の場におけるわいせつ行為」という罪は存在しませんが、当事務所では類似の犯罪を列挙し、一つ一つ分類して記載しています。上記二人のテラスでの行為は、以下の罪を犯した疑いがあるか否か。

中華人民共和国刑法第 236 条によれば、強姦は犯罪です。暴力、強制その他の手段により女性を強姦した者は、3年以上10年以下の有期懲役に処される。状況を悪化させる (3) 公共の場所で女性を強姦したり、若い女の子を強姦したりする。10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第 237 条：強制わいせつ及び侮辱の罪。暴力、強制、その他の方法を用いて他人に性的虐待や女性への侮辱を強いた者は、5年以下の有期懲役または刑事拘留に処される。群衆を集め、公共の場所で公の場で前項の罪を犯した者、その他重大な事情がある者は、5年以上の有期懲役に処する。

第 301 条：わいせつ目的で群衆を集めた罪。集団を集めて乱交活動を行った場合、首謀者または複数回参加した者は、5年以下の有期懲役、拘留または監視に処される。未成年者を集団集会やわいせつな活動に参加させるよう誘導した者は、前項の規定に従って厳罰に処せられるものとします。

最高人民法院の司法解釈によれば、強姦罪とは、暴力、強要、その他の手段によって女性の意志に反して性交を強制する行為を指す。

「暴力的手段」とは、犯罪者が女性を殴る、縛り付ける、首を絞める、押し倒すなどの方法を直接使用して、個人の安全や個人の自由を危険にさらし、女性を抵抗できなくすることを指します。

「強制手段」とは、犯罪者が被害者の女性を脅迫して精神的強制を達成する手段を指します。例: 殺人や報復をすると脅す、秘密を暴露する、親戚に危害を加えるなど。

「その他の手段」とは、犯罪者が暴力や強要以外の手段を用いて被害者を抵抗不能にすることを指します。たとえば、重病で寝ている女性に乗じて姦淫を行う、酩酊や薬物麻酔を使用する、病気を治療するかそのふりをして姦淫を行うなどです。

強制わいせつ及び辱めの罪の判定：暴力、強制、その他の方法を用いて他人に強制わいせつ又は女性を侮辱する行為。性的欲求を刺激し、または満足させる目的、強姦以外のわいせつな行為、および自然人の性的恥辱を犯す目的。

本土で群衆を集めてわいせつ行為を行った実際の事例を見てみましょう（2022年）Liao 0281 Xingchu No. 13. 2020年9月8日、イン（審査中、起訴中）とチェンは共同で集団わいせつ活動を組織し、計画しました。WeChatを通じて。2020年9月9日、イン氏は妻のワン氏を、チェン氏は妻のソン氏を連れて大連市沙河口区の宜芳城ホテルに部屋をチェックアウトしに行き、その後4人は部屋に集まってわいせつ行為を行った。裁判所は、主催者の一人であるチェン・モウモウ氏がわいせつ目的で群衆を集めた罪で有罪を認定し、懲役6か月、執行猶予1年の判決を下した。

わいせつ目的で人を集める罪は、第一に、三人以上（三人を含む）によって犯されなければならないこと、第二に、この犯罪は、主催者、企画者、または複数人（三人以上）の参加者に対してのみ犯されなければなりません。明らかに、上記のケースは本罪に該当しません。

要約すると、犯罪判決の司法解釈から、香港の啓徳住宅団地での事件が中華人民共和国刑法第236条に基づく強姦罪と第237条に基づく強制わいせつ及び屈辱罪に違反するかどうかを判断する。中国の犯罪行為については、撮影された映像から判断するしかなく、客観的な評価はできませんが、一方の当事者が、当事者の意思に反して、暴力、威圧等の手段を講じ、それに相当する行為を行った場合には、疑いの対象となる可能性が高くなります。犯罪を犯したということ。

したがって、本土において上記のようなわいせつ行為が発生した場合、たとえテラス上で両者が合意の上で社会倫理に違反する行為を行ったとしても、刑事犯罪の分野では、法律の規定がなければ罪にはならず、罪に問われることはない。法律で罰せられる。

質問 2: 撮影後にビデオをインターネットにアップロードした加害者は法的制裁の対象になりますか?

回答 2: 中華人民共和国刑法第 364 条によれば、わいせつ物を流布することは犯罪です。わいせつな図書、雑誌、ビデオ、音声、映像、絵画その他のわいせつな物を頒布することをいい、情状が重大な場合には、2年以下の有期懲役、拘留又は公衆監視に処する。この犯罪は、営利を目的とすることなく、インターネットや携帯端末を利用してわいせつな電子情報を拡散する行為です。数量、クリック数、収益のそれぞれに相当する規定が設けられており、上記2つの基準を50%以上達成した場合に立件される。

「公安行政処罰法」第 68 条では、わいせつな図書、画像、ビデオ、視聴覚製品その他のわいせつな物を製作、運搬、複製、販売、貸与し、又はコンピュータ情報網、電話その他の通信を利用した者と規定している。わいせつな情報を広めるためのツールを使用した場合、10 日以上 15 日以下の拘留され、3,000 元以下の罰金に処せられる；情状が比較的軽微な場合は、以下の懲役に処される。5 日間または 500 元以下の罰金。

以上をまとめると、動画をアップロードした加害者にとって、その動画をインターネットにアップロードする行為は、上記公安処罰法の規定に違反し、刑法第 364 条の罪に該当する。結果を検討し、事件をより深く理解する必要があるため、客観的な評価を行ってください。